

支援のための連携に関する検討会第8回会合（平成19年2月2日）で配布された事務局作成資料のうち、提言部分を抜粋したものである。

第8回支援のための連携に関する検討会  
民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修及び犯罪被害者等支援  
のコーディネーター等の育成等の在り方に関する提言案について  
（事務局案修正版）

本検討会においては、「民間団体で支援を行う者の育成、カリキュラムに盛り込む内容や全国統一基準を確保する方策」、「民間団体で支援を行う者の支援活動に係る費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等支援活動を助長する仕組み」及び「ネットワークにおけるコーディネーター等の育成」の実現、並びに「コーディネーターの各機関・団体への配置及びコーディネーターの制度化」の必要性や導入の可否を検討事項としている。

これまで行ってきた各種調査等の結果等は以下のとおりであり、それを踏まえ、提言案（事務局案）をまとめた。

・ 関係する調査結果等（略）

・ 提言（案）

関係機関・団体間における連携体制を構築しても、各機関・団体において実際に支援に携わる者の認識や技能が十分でなければ、適切な連携がなされないばかりか、犯罪被害者等に対して二次的被害を与えることにもなりかねない。どの関係機関・団体を起点としても必要な情報提供・支援を途切れることなく受けることのできる体制を整備するには、連携体制を構築するだけでなく、どの関係機関・団体においても一定レベル以上の支援が行われるようにしなければならない。

そのためには、関係府省庁において、基本計画に盛り込まれた研修等の取組を着実に実施するのはもちろん、新たな支援体制の中核的な柱の1つとなる民間支援団体においても、一定レベル以上の質を有する十分な数の支援者を養成・確保するとともに、支援者であることやそのレベルを対外的に明示するなど、全ての犯罪被害者等が安心して支援を受けられるような方策が講ぜられる必要がある。

一方で、人材養成には相応の時間が必要であるから、支援の現状を踏まえた基盤作りを着実に進め、徐々にステップアップを図るといった中・長期的な視点に基づくことも重要である。

## 1. 研修カリキュラム・モデル案の作成

### (1) 研修カリキュラム・モデル案の作成

全国どこでも一定レベル以上の均質な支援が行われるためには、研修内容の統一を図る必要がある。

支援団体や個々の実務者によって支援の内容や質が異なるという問題に対処するため、アメリカにおいては、政府（OVC）が、研修モデル案をオンライン上で公開して、民間支援団体における研修の均質化を図っている。イギリスにおいては、民間支援団体であるVSが、全国職業水準に基づいた統一的な研修を実施するなどして、支援者の質を全国的に標準化している。フランス、ドイツにおいても、INAVEM、白い環といった民間支援団体が、支援者に対する研修プログラムを提供している。

そこで、全国の民間の団体で支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するため、内閣府において、有識者並びに警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、支援の現状を踏まえ、支援に携わる者に求められる研修カリキュラムのモデル案を、先進的な民間支援団体における取組も参考としながら、初級、中級、上級、コーディネーターといったレベル別に作成し、民間の団体で支援活動を行う者に対する研修への活用を促す。

### (2) 関係機関・団体に対する周知

民間の団体で支援活動を行う者に対する啓発・研修に資するため、インターネット等で上記モデル案を広く周知する。

### (3) 上記モデル案を活用した研修の留意点

上記モデル案を活用した研修カリキュラムの作成及び研修の実施に当たっては、以下の点に留意すべきである。

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援が図られるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体が存する地域の実情等に配慮すべきである。

支援の現状や犯罪被害者等を取り巻く社会環境の動向に応じた適切な支援を実施するため、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体においては、定期的に継続的な研修を実施すべきである。

## 2. 全国被害者支援ネットワークにおける研修カリキュラムの作成及び認定制度の導入に向けた検討の実施

全国被害者支援ネットワークは、早期援助団体及び早期援助団体となることを目指す団体によって構成される団体であるが、現在我が国における

唯一の全国的な支援団体組織であることや、早期援助団体が犯罪被害者等支援において果たしている役割の重要性等を考えると、同支援ネットワーク加盟の支援団体については、地域における犯罪被害者等支援の拠点となることが強く期待される。

しかし、支援ネットワーク加盟の支援団体の現状については、研修内容も支援に携わる者の認定についても、各支援団体ごとにまちまちという指摘がなされており、加盟団体の中からも、研修内容や認定制度の統一を求める意見が出ている。

支援に携わる者の認定制度について、例えば、アメリカでは、実際に支援を行っている民間支援団体の全国組織であるNOVAにおいて、支援者のレベルを仮認定、初級、中級、上級といった4つに区分し、それぞれの要件を満たす者に対して証明書を発行することで、支援者の質の標準化と顕在化を図っているところである。

そこで、我が国においても、全国被害者支援ネットワークに対して、同ネットワーク加盟の支援団体が統一的に用いることができるような研修カリキュラムの作成、加盟団体に対する研修の実施、加盟団体が実施する研修への支援及び研修修了者に対して研修レベル別の証明書を発行するといった認定制度の導入の検討を要請するとともに、国及び地方公共団体においては、上記研修カリキュラム・モデル案の作成など、同ネットワーク及び加盟団体に対する必要な援助を行うこととする。

なお、研修費用の補助などの財政的援助については、「民間団体への援助に関する検討会」の検討結果に基づいた施策を実施していく。

### 3. 民間の団体で支援を行う者の支援活動を助長する仕組みについて

犯罪被害者等の支援者からは、支援者が安心して支援活動を行うため、身分を保証するなどして被害者の支援者に対する信頼性を確保したり、支援に係る費用や支援の最中に遭遇した事故等により被った損害に係る補償を行って欲しいとの要望が寄せられている。

この点についての海外の取組を見ると、信頼性の確保については、前記のように、全国統一的な研修や民間団体による資格認定制度を設けている例が見られるが、その他については、第一義的には民間団体自らが積極的な寄付勧誘活動により活動資金を確保するなどの方策を講じているところであり、国は個別の対応ではなく全体として民間団体に対する活動援助を行っている。

我が国においても、支援活動を行う者の信頼性の確保については、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の活用、研修カリキュラム・モデル案を参考とした研修や認定制度の実施により、関係機関・団体全般の連携の密度の底上げを図り、支援に携わる者の質の向上を図ることで、対応することが可能と考えられる。

支援活動に係る費用の弁償や災害補償については、「民間団体への援助に関する検討会」において、民間団体への援助を手厚くする方向で検討が進められているところであるから、その検討結果に基づいた施策を着実に実施していくべきである。また、民間支援団体においても寄付勧誘活動を行うなど民間支援団体自らが積極的にその活動資金を確保するような方策を工夫することが望ましい。

#### 4．コーディネーター等の育成等について

犯罪被害者等のニーズは多種多様な分野に及んでおり、必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への「橋渡し」等、支援全般をコーディネートするコーディネーター（アドヴォケーター、アドバイザー等を含む。）の役割は、犯罪被害者等が支援を途切れることなく受け取ることができるようになるために重要である。

そのため、民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備する必要がある。しかしながら、コーディネーターについては、必要な知識が高度かつ広範に及び、犯罪被害者等や関係機関・団体との対応に精通するなど、実践に裏打ちされた高い能力が必要であり、その育成には相応の時間を要するものと思われる。

したがって、民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備するため、当面は、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修やコーディネーターの認定制度の実施を通じて、すでに支援に携わっている者がコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことが重要である。

また、弁護士や医師等が専門的チームを形成し、犯罪被害者等に対する支援を効果的に行った事例があることを踏まえ、これら先進的な事例の紹介・研究・周知に努めるとともに、犯罪被害者等の支援の際に専門的チームによる対応が有効と思われる場合には、それらの事例を参考としながら、積極的にその活用を図るべきである。